

令和2年 第1回 磐田市地域公共交通会議 送付資料一覧表

| No                    | 資料  | 説明等  |
|-----------------------|---|--|
| <b>&lt;議案資料&gt;</b>   |   |  |
| 1                     | 議案第1号<br>磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について        | 説明資料をもとに、議案第1号の確認、表決をお願いします。               |
| 2                     | 議案第1号 説明資料                                |  |
| 3                     | 議案第2号<br>デマンド型乗合タクシー「お助け号」の指定施設の追加・削除について | 説明資料をもとに、議案第2号の確認、表決をお願いします。               |
| 4                     | 議案第2号 説明資料                                |  |
| 5                     | 議案第3号<br>退出意向申出路線について                     | 7月の会議にて協議しますが、事前にご意見等ございましたら表決書に記載をお願いします。 |
| <b>&lt;参考資料など&gt;</b> |   |  |
| 6                     | 磐田市地域公共交通会議の概要について                        |  |
| 7                     | 磐田市地域公共交通会議委員名簿                           |  |

磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について

磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画を別添のとおり策定するものとする。

(案)

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画含む）

令和2年 月 日

(名称) 磐田市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

磐田市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

磐田市においては、主に通勤通学時の大量輸送手段として、幹線交通である路線バスが近隣の浜松市・袋井市・森町等と本市を結ぶ広域路線7路線で運行されており、磐田駅を中心に放射状に路線網が形成されている。また、磐田市への訪問者や高齢者等の日常生活の足となっている一般タクシーにより成り立っている。

自主運行バスの代替手段として運行しているデマンド型乗合タクシーは、バス路線など既存の公共交通への乗り継ぎを図りつつ、通院や買い物など日常生活に必要な移動手段としての役割を果たしている。利用者数は増加傾向にあり、車を運転できない高齢者等の利用割合も高く、利用者からは一定の評価を得ている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、デマンド型乗合タクシー「福田線」及び「磐田中央線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(福田線)

| 指標                          | 現状※1 |   | 目標値 (R3) |
|-----------------------------|------|---|----------|
| 一日当たりの利用者数                  | 8.1人 | → | 9.0人     |
| 交通結節点（主要バス停、JR 磐田駅・御厨駅）利用者数 | 226人 | → | 248人     |

(磐田中央線)

| 指標                      | 現状※1  |   | 目標値 (R3) |
|-------------------------|-------|---|----------|
| 一日当たりの利用者数              | 25.0人 | → | 27.5人    |
| 交通結節点（主要バス停、JR 磐田駅）利用者数 | 1003人 | → | 1,100人   |

※1 平成30年10月～令和元年9月の数値

令和4、5年度は、前年度比増を目標とする。

|  |
|--|
| <p>(2) 事業の効果</p>   |
| <p>地域内フィーダー系統を確保・維持することにより、民間路線バスが利用できない区域を解消するとともに、高齢者など交通弱者の日常生活に必要な交通手段が確保される。</p> <p>運行目的地については、日常生活に最低限必要な施設に絞ることにより他の公共交通との整合を図るほか、民間路線バス（遠州鉄道「磐田市立病院福田線」）の主要バス停や JR 磐田駅などの交通結節点と結び、これらのフィーダーとしての役割を果たす。</p> |
| <p>3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>   |
| <p>デマンド型乗合タクシーの運行内容の周知、啓発（磐田市、事業者）</p>   |
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>  |
| <p>別表1のとおり</p>   |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>   |
| <p>市・遠鉄タクシー株式会社</p>  |
| <p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>   |
| <p>遠鉄タクシー株式会社</p>  |
| <p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の断続的な測定方法<br/>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>   |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当りの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要<br/>【地域間幹線系統のみ】</p>   |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧<br/>【地域間幹線系統のみ】</p>  |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>10. 生産性の向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br/>【地域間幹線系統のみ】</p>  |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br/>【地域間幹線系統のみ】</p>  |
| <p>※該当なし</p>   |

|   |   |
|---|---|
| 12. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |   |
| ※該当なし   |   |
| 13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |   |
| (1) 事業の目標   |   |
| ※該当なし   |   |
| (2) 事業の効果   |   |
| ※該当なし   |   |
| 14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                       |   |
| ※該当なし   |   |
| 15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |   |
| ※該当なし   |   |
| 16. 協議会の開催状況と主な議論   |   |
| ・平成28年5月26日   | 本計画の協議  |
| ・平成29年1月18日   | 福田線、磐田中央線運行内容の見直し<br>・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など             |
| ・平成29年5月31日   | 磐田中央線運行内容見直しの提案<br>・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など<br>本計画の協議     |
| ・平成29年12月20日  | 磐田中央線ほか運行内容の見直し<br>・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など               |
| ・平成30年5月31日   | 磐田中央線運行内容の見直し<br>・指定施設の追加<br>本計画の協議                       |
| ・平成30年12月25日  | 8路線運行内容の見直し<br>・指定施設の追加 ・車両配置数の変更                         |
| ・令和元年5月31日  | <b>磐田中央線運行内容の見直し</b><br><b>・指定施設の追加</b><br><b>本計画の協議</b>  |
| ・令和元年12月25日   | <b>磐田中央線ほか運行内容の見直し</b><br><b>・運行日、運行時刻の追加 ・指定施設の追加 など</b> |

## 17. 利用者等の意見の反映

- ・自治会、老人クラブ、民生委員、福祉団体関係者、運行事業者及び市職員で組織する「住民周知・利用促進検討会」の開催
- ・利用登録者アンケート調査の実施
- ・車内アンケート調査の実施
- ・交通安全協会磐田地区支部と連携した高齢者世帯訪問
- ・自治会、老人クラブ、高齢者サロン等への説明会開催

## 18. 協議会メンバーの構成員

|                |  |
|----------------|--|
| 関係都道府県         | 静岡県交通基盤部地域交通課、静岡県袋井土木事務所   |
| 関係市区町村         | 磐田市副市長、袋井市総務部長   |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社、静岡県タクシー協会西部会竜東支部、遠鉄タクシー株式会社、遠州鉄道労働組合、磐田警察署 |
| 地方運輸局          | 静岡運輸支局   |
| その他協議会が必要と認める者 | 静岡文化芸術大学名誉教授、磐田商工会議所、磐田市老人クラブ連合会、磐田市議会、磐田市自治会連合会、市民・利用者代表        |

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 静岡県磐田市国府台3番地1

(所 属) 自治市民部地域づくり応援課

(氏 名) 榊原 智

(電 話) 0538-37-4751

(e-mail) [chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)

別表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

| 市区町村 | 運行予定者名     | 運行系統名<br>(申請番号)            | 運行態様の別 | 運行系統 |   |    | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 接続する補助対象<br>地域間幹線系統等<br>との接続確保策                            |
|------|------------|----------------------------|--------|------|---|----|----------------|----------------|--|
|      |            |                            |        | 起点   | 経由地   | 終点 |                |                |  |
| 磐田市  | 遠鉄タクシー株式会社 | (1) デマンド型乗合タクシー<br>「福田線」   | 区域     |      | 福田地区、<br>磐田駅周<br>辺、御厨駅<br>及び磐田市<br>立総合病院<br>等   |    | 294日           | 1,764回         | 地域間幹線系統である遠<br>州鉄道「磐田市立病院福田<br>線」と「福田車庫」・「大原団<br>地」停留所にて接続 |
|      | 遠鉄タクシー株式会社 | (2) デマンド型乗合タクシー<br>「磐田中央線」 | 区域     |      | 磐田中央地<br>区(見付・中<br>泉・今之<br>浦)、磐田<br>市立総合病<br>院等 |    | 294日           | 5,292回         | 地域間幹線系統である遠<br>州鉄道「磐田市立病院福田<br>線」と「美登里町上」停留所<br>にて接続       |
|      |            |                            |        |      |   |    |                |                |  |
|      |            |                            |        |      |   |    |                |                |  |
|      |            |                            |        |      |   |    |                |                |  |

(注)

1. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

## 磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画の策定について

## 1 要旨

デマンド型乗合タクシー福田線及び磐田中央線の運行は、国の補助制度の対象です。この補助制度の交付要件を満たすため、地域公共交通会議での合意が必要とされる「地域内フィーダー系統確保維持改善計画」を策定するものです。

## 2 交付要件（主な項目）

- ① 幹線バス系統を補完するものであること
- ② 幹線バス系統等へのアクセス機能を有すること
- ③ 新たに運行するものであること
- ④ 地域公共交通会議による議論を経た計画に基づき実施されるものであること

※デマンド型乗合タクシー（福田線及び磐田中央線）は、地域間交通の役割を担う遠州鉄道の主要バス停やJR磐田駅等を運行目的地とすることにより、幹線バス系統等のフィーダー＝枝葉としての役割を果たしています。

## 3 補助申請対象期間

令和3年度（令和2年10月～令和3年9月）、令和4、5年度の3か年分

## 4 対象となる運行系統名

- ① デマンド型乗合タクシー福田線
- ② デマンド型乗合タクシー磐田中央線

## 5 事業の目標、効果

## ○目標（令和3年度）

福田線：一日当たりの利用者数 9.0人（※ 8.1人×1.1 ≒ 9.0人）

交通結節点利用者数 248人（※ 226人×1.1 ≒ 248人）

磐田中央線：一日当たりの利用者数 27.5人（※ 25.0人×1.1 ≒ 27.5人）

交通結節点利用者数 1,100人（※ 1,003×1.1 ≒ 1,100人）

※ 目標値は、現状実績値に目標伸び率を乗じて設定しています。

○効果 地域内フィーダー系統を確保・維持するとともに、民間路線バスが利用できない区域を解消し、高齢者など交通弱者の日常生活に必要な交通手段が確保されます。



## 目標設定参考表

### 1 現状実績値（福田線）

| 年度                         | 利用者数/日<br>(前年比)        | 交通結節点<br>利用者数 | 運行内容の主な変更                     |
|----------------------------|------------------------|---------------|-------------------------------|
| 平成 25 年度<br>(H24.10～H25.9) | 3.4 人<br>( - )         | 77 人          | H24.10 運行開始                   |
| 平成 26 年度<br>(H25.10～H26.9) | 4.1 人<br>(1.20)        | 89 人          | H25.10 総合病院追加                 |
| 平成 27 年度<br>(H26.10～H27.9) | 5.8 人<br>(1.41)        | 105 人         | H27.4 運賃減額 地区内 500 円→400 円    |
| 平成 28 年度<br>(H27.10～H28.9) | 5.7 人<br>(0.98)        | 132 人         |                               |
| 平成 29 年度<br>(H28.10～H29.9) | 5.4 人<br>(0.94)        | 248 人         | H29.4 土曜開始、昼便追加               |
| 平成 30 年度<br>(H29.10～H30.9) | 6.7 人<br>(1.24)        | 213 人         | H30.4 運賃減額 総合病院 1500 円→1000 円 |
| 平成 31 年度<br>(H30.10～R01.9) | <u>8.1 人</u><br>(1.20) | <u>226 人</u>  |                               |

### 2 現状実績値（磐田中央線）

| 年度                         | 利用者数/日<br>(前年比)         | 交通結節点<br>利用者数  | 運行内容の主な変更   |
|----------------------------|-------------------------|----------------|---|
| 平成 28 年度<br>(H28.01～H28.9) | 6.2 人<br>( - )          | 153 人          | H28.01 運行開始   |
| 平成 29 年度<br>(H28.10～H29.9) | 7.7 人<br>(1.24)         | 253 人          | H29.4 土曜開始、昼便追加                                       |
| 平成 30 年度<br>(H29.10～H30.9) | 14.8 人<br>(1.92)        | 383 人          | H30.4 運賃減額 総合病院 1500 円→1000 円<br>利用対象年齢 75 歳以上→65 歳以上 |
| 平成 31 年度<br>(H30.10～R01.9) | <u>25.0 人</u><br>(1.69) | <u>1,003 人</u> |   |

### 3 目標伸び率

福田線は、運行内容に大きな変更がない平成 28・29 年度の前年比は 0.98・0.94 であるが、主要な指定施設が追加された平成 26 年度、運賃減額があった平成 27・30 年度の前年比は 1.20・1.41・1.24 である。このことから、令和 3 年度は大きな運行内容の変更は予定していないが、デマンドタクシーの利用促進を図ることを目標として、前年比 1.1 の伸び率を設定する。

磐田中央線は、運行開始以降、毎年大きく運行内容を変更しており、特に平成 30 年度の総合病院の指定施設追加・対象年齢の引き下げは、平成 31 年度までの急激な利用者増加の要因となっている。この増加傾向は、令和 3 年度には安定すると想定され、令和 3 年度に磐田中央線の運行内容に大きな変更を予定していないことから、福田線と同様の伸び率を設定する。

磐田市デマンド型乗合タクシー「お助け号」の運行内容の変更について

磐田市デマンド型乗合タクシー「お助け号」の運行内容を下記のとおり変更するものとする。

記

1 指定施設（行き先、運行目的地）

- ① 豊田地区内の指定施設に「しむら内科・消化器クリニック」を加える。  
なお、地区内運賃の変更はないものとする。
- ② 全8地区（磐田中央地区、竜洋地区、福田地区、豊岡地区、磐田北部地区、磐田東部地区、磐田南部地区及び豊田地区）の指定施設から「磐田市民文化会館」を外す。

2 実施時期

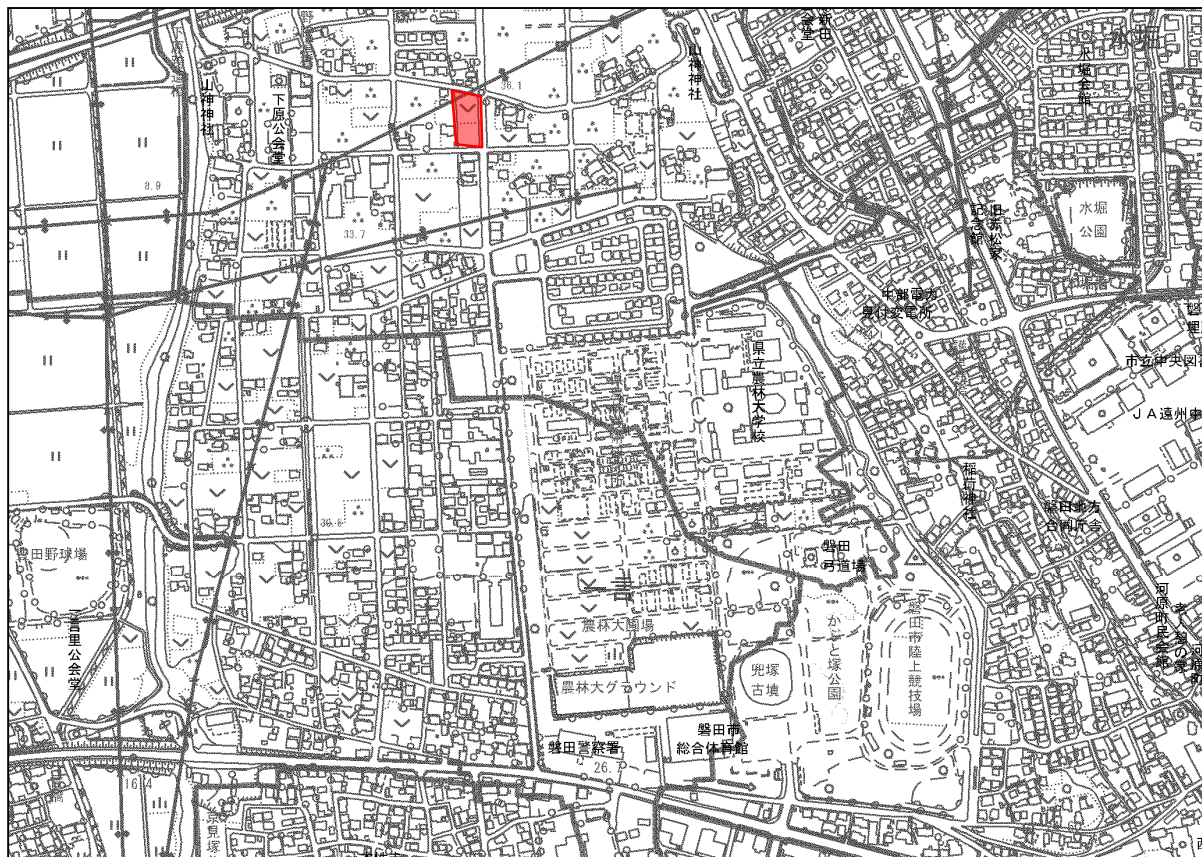
令和2年8月1日から

磐田市デマンド型乗合タクシー指定施設位置図（追加施設）

施設名 しむら内科・消化器クリニック（磐田市富丘 602-1）

追加理由 令和2年1月、新たに開設されたため

【位置図】



【写真】



磐田市デマンド型乗合タクシー指定施設位置図（削除施設）

施設名 磐田市市民文化会館（静岡県磐田市二之宮東3-2）

削除理由 令和2年3月31日の閉館により、施設安全管理上、敷地内の立ち入りが禁止されたため

【位置図】



【写真】



## 退出意向申出路線について

令和2年3月31日までに静岡県生活交通確保対策協議会に申し出のあった次の退出意向路線（系統）について協議する。

- 1 退出意向路線（系統）の名称  
城之崎線（東新町系統）  
掛塚さなる台線（横須賀系統）
  
- 2 退出意向路線（系統）の概要等  
別紙1のとおり

2020 年 5 月

## 遠州鉄道路線バス

## 「城之崎線（東新町系統）」・「掛塚さなる台線（横須賀系統）」の退出について

遠州鉄道株式会社

## 1. 路線の概要

| 系統名                    | 運行系統 |                   |      | <系統><br>キロ程<br>(km) | <退出*><br>キロ程<br>(km)      | 運行回数  |
|------------------------|------|-------------------|------|---------------------|---------------------------|---|
|                        | 起点   | 経過地               | 終点   |                     |                           |   |
| 城之崎線<br>(東新町系統)        | 磐田駅  | 西之島上              | 東新町北 | 6.6                 | 3.8                       | ● 平日 2.5回<br>(往路3本、復路2本)<br>● 土日祝 1.5回<br>(往路2本、復路1本) |
| 城之崎線<br>(東新町系統)        | 磐田駅  | 東新町               | 磐田駅  | 12.1                | 6.5                       | ● 平日 4.0回<br>(往路8本、復路なし)<br>● 土日祝 4.5回<br>(往路9本、復路なし) |
| 城之崎線<br>(東新町系統)        | 磐田駅  | 鎌田<br>東新町<br>鎌田   | 磐田駅  | 13.7                | 8.1                       | ● 平日 1.5回<br>(往路3本、復路なし)<br>● 土日祝 1.5回<br>(往路3本、復路なし) |
| 城之崎線<br>(東新町系統)        | 磐田駅  | 鎌田<br>東新町<br>西之島上 | 磐田駅  | 12.7                | 7.1                       | ● 平日 1.0回<br>(往路2本、復路なし)<br>● 土日祝 0.5回<br>(往路1本、復路なし) |
| 掛塚<br>さなる台線<br>(横須賀系統) | 浜松駅  | 掛塚<br>駒場          | 横須賀  | 26.3                | 10.4<br>(袋井市内、<br>掛川市内含む) | ● 平日 4.0回<br>(往路3本、復路5本)<br>● 土日祝 3.5回<br>(往路3本、復路4本) |
| 掛塚<br>さなる台線<br>(横須賀系統) | 掛塚   | 福田車庫              | 横須賀  | 19.4                | 10.4<br>(袋井市内、<br>掛川市内含む) | ● 平日 0.5回<br>(往路1本、復路なし)<br>● 土日祝 なし                  |

※ 退出キロ程... バスが運行しなくなる経路のキロ程となります

## 2. 退出時期

|                |                |
|----------------|----------------|
| 城之崎線（東新町系統）    | 2020年10月1日（予定） |
| 掛塚さなる台線（横須賀系統） | 2021年4月1日（予定）  |

## 3. 退出理由・内容

路線バスの利用者数は年々減少しており、一方で深刻な乗務員不足も相まって厳しい運営状態が続いておりました。さらに、直近では新型コロナウイルスの影響で利用者は激減し、過去に経験のない未曾有の局面を迎えており、このままでは路線バス事業の継続すら困難な状況であります。

そのような実態を踏まえて、今般、全6系統を退出させていただきたいと考えております。

## 4. 協議経緯及び今後の予定

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 2018年5月31日     | 磐田市地域公共交通会議にて報告 |
| 2019年3月20日     | 磐田市地域公共交通会議にて報告 |
| 2019年12月25日    | 磐田市地域公共交通会議にて報告 |
| 2020年3月31日     | 静岡県に対して退出の申出    |
| 2020年4月        | 関係自治会へ回覧版にて周知   |
| 2020年5月（予定）    | 磐田市地域公共交通会議にて協議 |
| 2020年10月1日（予定） | ダイヤ改正（退出）実施     |

## 5. 時刻表

【城之崎線（東新町系統のみ）】

（平日）

| 磐田駅   | 城之崎   | 西之島上  | 鎌田    | 東新町   |  | 東新町   | 西之島上  | 鎌田    | 城之崎   | 磐田駅   |
|-------|-------|-------|-------|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |       |       |       |       |  | 6:19  | 6:22  | →     | 6:27  | 6:34  |
|       |       |       |       |       |  | 6:51  | 6:54  | →     | 7:00  | 7:07  |
| 7:12  | 7:17  | 7:24  | →     | 7:29  |  | 7:29  | 7:32  | →     | 7:40  | 7:47  |
| 7:43  | 7:49  | →     | 7:56  | 7:59  |  | 7:59  | 8:04  | →     | 8:13  | 8:20  |
| 8:09  | 8:15  | →     | 8:22  | 8:25  |  | 8:25  | 8:30  | →     | 8:39  | 8:46  |
| 9:26  | 9:31  | →     | 9:36  | 9:40  |  | 9:40  | →     | 9:45  | 9:53  | 10:00 |
| 10:26 | 10:31 | 10:36 | →     | 10:40 |  | 10:40 | 10:45 | →     | 10:53 | 11:00 |
| 11:26 | 11:31 | →     | 11:36 | 11:40 |  | 11:40 | →     | 11:45 | 11:53 | 12:00 |
| 12:26 | 12:31 | 12:36 | →     | 12:40 |  | 12:40 | 12:43 | →     | 12:48 | 12:55 |
| 13:26 | 13:31 | →     | 13:36 | 13:40 |  | 13:40 | →     | 13:45 | 13:53 | 14:00 |
| 14:26 | 14:31 | 14:36 | →     | 14:40 |  | 14:40 | 14:45 | →     | 14:53 | 15:00 |
| 15:26 | 15:31 | 15:38 | →     | 15:43 |  | 15:43 | 15:46 | →     | 15:54 | 16:01 |
| 16:26 | 16:31 | 16:38 | →     | 16:43 |  | 16:43 | 16:46 | →     | 16:54 | 17:01 |
| 17:26 | 17:31 | 17:38 | →     | 17:43 |  | 17:43 | 17:46 | →     | 17:54 | 18:01 |
| 18:26 | 18:31 | 18:36 | →     | 18:40 |  | 18:40 | 18:43 | →     | 18:51 | 18:58 |
| 19:26 | 19:32 | 19:37 | →     | 19:41 |  | 19:41 | 19:44 | →     | 19:50 | 19:57 |
| 20:02 | 20:07 | 20:12 | →     | 20:16 |  |       |       |       |       |       |

（土日祝）

| 磐田駅   | 城之崎   | 西之島上  | 鎌田    | 東新町   |  | 東新町   | 西之島上  | 鎌田    | 城之崎   | 磐田駅   |
|-------|-------|-------|-------|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |       |       |       |       |  | 6:28  | 6:31  | →     | 6:36  | 6:42  |
|       |       |       |       |       |  | 7:13  | 7:16  | →     | 7:22  | 7:29  |
| 7:22  | 7:28  | 7:34  | →     | 7:39  |  | 7:39  | 7:42  | →     | 7:48  | 7:55  |
| 8:09  | 8:14  | →     | 8:19  | 8:23  |  | 8:23  | 8:28  | →     | 8:34  | 8:41  |
| 9:26  | 9:31  | →     | 9:36  | 9:40  |  | 9:40  | →     | 9:45  | 9:53  | 10:00 |
| 10:26 | 10:31 | 10:36 | →     | 10:40 |  | 10:40 | 10:45 | →     | 10:53 | 11:00 |
| 11:26 | 11:31 | →     | 11:36 | 11:40 |  | 11:40 | →     | 11:45 | 11:53 | 12:00 |
| 12:26 | 12:31 | 12:36 | →     | 12:40 |  | 12:40 | 12:45 | →     | 12:53 | 13:00 |
| 13:26 | 13:31 | →     | 13:36 | 13:40 |  | 13:40 | →     | 13:45 | 13:53 | 14:00 |
| 14:26 | 14:31 | 14:36 | →     | 14:40 |  | 14:40 | 14:45 | →     | 14:53 | 15:00 |
| 15:26 | 15:32 | 15:37 | →     | 15:42 |  | 15:42 | 15:46 | →     | 15:53 | 16:00 |
| 16:26 | 16:32 | 16:37 | →     | 16:42 |  | 16:42 | 16:46 | →     | 16:53 | 17:00 |
| 17:26 | 17:32 | 17:37 | →     | 17:42 |  | 17:42 | 17:46 | →     | 17:51 | 17:58 |
| 18:26 | 18:32 | 18:37 | →     | 18:42 |  | 18:42 | 18:45 | →     | 18:50 | 18:57 |
| 19:26 | 19:32 | 19:37 | →     | 19:41 |  | 19:41 | 19:44 | →     | 19:49 | 19:55 |
| 20:02 | 20:07 | 20:13 | →     | 20:17 |  |       |       |       |       |       |



【掛塚さなる台線（横須賀系統のみ）】

（平日）

| 浜松駅方面行き |       |       |     |     |      |     |       |       |       |         |       |
|---------|-------|-------|-----|-----|------|-----|-------|-------|-------|---------|-------|
| 横須賀     | 豊浜郵便局 | 福田車庫  | 磐田駅 | 千手堂 | 豊田町駅 | とつか | 駒場    | 掛塚    | 芳川    | 浜松修学舎入口 | 浜松駅   |
| 6:36    | →     | 6:57  | →   | →   | →    | →   | 7:14  | 7:34  | 7:43  | 7:50    | 8:02  |
| 8:19    | →     | 8:42  | →   | →   | →    | →   | 8:58  | 9:09  | 9:17  | 9:23    | 9:32  |
| 15:52   | →     | 16:13 | →   | →   | →    | →   | 16:29 | 16:38 | 16:45 | 16:51   | 17:00 |
| 17:15   | →     | 17:38 | →   | →   | →    | →   | 17:54 | 18:09 | 18:17 | 18:24   | 18:39 |
| 18:40   | →     | 19:00 | →   | →   | →    | →   | 19:17 | 19:23 | 19:31 | 19:37   | 19:45 |

| 掛塚・磐田駅・豊浜・横須賀方面行き |         |       |       |       |     |      |     |     |       |       |       |
|-------------------|---------|-------|-------|-------|-----|------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 浜松駅               | 浜松修学舎入口 | 芳川    | 掛塚    | 駒場    | とつか | 豊田町駅 | 千手堂 | 磐田駅 | 福田車庫  | 豊浜郵便局 | 横須賀   |
|                   |         |       | 7:22  | →     | →   | →    | →   | →   | 7:45  | →     | 8:09  |
| 14:07             | 14:13   | 14:20 | 14:30 | 14:33 | →   | →    | →   | →   | 14:50 | →     | 15:08 |
| 15:27             | 15:34   | 15:41 | 15:54 | 15:57 | →   | →    | →   | →   | 16:16 | →     | 16:35 |
| 16:47             | 16:54   | 17:01 | 17:14 | 17:17 | →   | →    | →   | →   | 17:35 | →     | 17:55 |

（土日祝）

| 浜松駅方面行き |       |       |     |     |      |     |       |       |       |         |       |
|---------|-------|-------|-----|-----|------|-----|-------|-------|-------|---------|-------|
| 横須賀     | 豊浜郵便局 | 福田車庫  | 磐田駅 | 千手堂 | 豊田町駅 | とつか | 駒場    | 掛塚    | 芳川    | 浜松修学舎入口 | 浜松駅   |
| 8:24    | →     | 8:43  | →   | →   | →    | →   | 8:58  | 9:08  | 9:14  | 9:20    | 9:30  |
| 15:58   | →     | 16:19 | →   | →   | →    | →   | 16:34 | 16:43 | 16:50 | 16:57   | 17:08 |
| 17:15   | →     | 17:36 | →   | →   | →    | →   | 17:51 | 18:04 | 18:11 | 18:18   | 18:28 |
| 18:37   | →     | 18:55 | →   | →   | →    | →   | 19:10 | 19:18 | 19:24 | 19:29   | 19:37 |

| 掛塚・磐田駅・豊浜・横須賀方面行き |         |       |       |       |     |      |     |     |       |       |       |
|-------------------|---------|-------|-------|-------|-----|------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 浜松駅               | 浜松修学舎入口 | 芳川    | 掛塚    | 駒場    | とつか | 豊田町駅 | 千手堂 | 磐田駅 | 福田車庫  | 豊浜郵便局 | 横須賀   |
| 14:07             | 14:13   | 14:19 | 14:29 | 14:32 | →   | →    | →   | →   | 14:49 | →     | 15:07 |
| 15:27             | 15:33   | 15:39 | 15:51 | 15:54 | →   | →    | →   | →   | 16:12 | →     | 16:30 |
| 16:47             | 16:54   | 17:01 | 17:17 | 17:20 | →   | →    | →   | →   | 17:37 | →     | 17:57 |

6. 退出区間

【城之崎線（東新町系統）】



赤線が退出予定区間

【掛塚さなる台線（横須賀系統）】



赤線が退出予定区間

## 7. 今後の対応方策等

城之崎線（東新町系統）は、西貝塚北バス停を交通結節点に設定することにより、磐田市デマンド型乗合タクシー磐田東部線と城之崎線との接続を磐田市と協議しております。

掛塚さなる台線（横須賀系統）は、横須賀高校通学利用者への影響が大きい実態を鑑み、2018年度から関係者等へ周知を行い、当初2019年10月での退出予定を延期して2021年3月末まで運行を継続します。尚、現在のバス通学者は入学前から当該退出を認識されています。



**デマンド型乗合タクシー  
磐田東部線 運行区域**

## 磐田市地域公共交通会議の概要について

### 1 設置目的・協議事項（要綱第1条）

- (1) 市民のニーズや市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
- (2) 今後の磐田市の公共交通施策の指針とすべく、効率的で将来にわたり持続可能な磐田市にとって望ましい公共交通体系の姿を明らかにする「地域公共交通網形成計画」の策定に関して協議を行う。
- (3) 会議の位置付け
  - ・道路運送法
  - ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

### 2 所掌事務（要綱第2条）

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の確保等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び運行方法に関すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更、また計画に位置づけられた事業の実施や実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 静岡県生活交通確保対策協議会設置要綱の規定に基づき、同協議会の分科会として要綱第3条第2号の協議事項及び協議会が要請する事項に係る協議に関すること。

### 3 組織（要綱第3条）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の役割を果たすため、要件を満たす構成（次のとおり）とする。

- |                   |             |               |
|-------------------|-------------|---------------|
| (1) 学識経験者         | (2) 市議会の議員  | (3) 関係行政機関の職員 |
| (4) 市民の代表者        | (5) 公共交通事業者 | (6) 市の職員      |
| (7) その他市長が必要と認める者 |             |               |

### 4 委員の任期（要綱第3条）

委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
現委員は、令和2年5月30日までの任期となります。

### 5 会長及び副会長（要綱第4条）

会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

### 6 会議（要綱第5条）

会議は会長が招集し、会長が議長となります。委員の半数以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- ・会議は年2～3回開催します。
- ・条例に定められた日当を支給します。

### 7 庶務（要綱第6条）

会議の庶務は、磐田市自治市民部地域づくり応援課において処理します。

### 磐田市地域公共交通会議委員名簿

| No. | 職   | 区 分       | 所 属 ・ 職          |           | 氏 名       | 備 考 |
|-----|-----|-----------|------------------|-----------|-----------|-----|
| 1   | 会長  | 学識経験者     | 静岡文化芸術大学         | 名誉教授      | 川 口 宗 敏   |     |
| 2   |     | 市議会の議員    | 磐田市議会            | 議長        | 寺 田 幹 根   |     |
| 3   |     | 関係行政機関の職員 | 中部運輸局静岡運輸支局      | 首席運輸企画専門官 | 江 間 綾 子   | 新任  |
| 4   |     | 関係行政機関の職員 | 静岡県交通基盤部         | 地域交通課長    | 仲 野 弘 己   | 新任  |
| 5   |     | 関係行政機関の職員 | 磐田警察署            | 交通課長      | 古 山 康 徳   |     |
| 6   |     | 関係行政機関の職員 | 静岡県袋井土木事務所       | 企画検査課長    | 三 浦 洋 一   |     |
| 7   |     | 関係行政機関の職員 | 袋井市              | 総務部長      | 鈴 木 亨     |     |
| 8   | 副会長 | 市民の代表者    | 磐田市自治会連合会        | 副会長       | 玉 田 文 江   | 新任  |
| 9   |     | 市民の代表者    | 元いわた女性市民会議       |           | 大 杉 美 智 子 |     |
| 10  |     | 市民の代表者    | 磐田商工会議所          | 専務理事      | 鈴 木 隆 之   |     |
| 11  |     | 市民の代表者    | 磐田市老人クラブ連合会      | 副会長       | 山 下 六 機   |     |
| 12  |     | 市民の代表者    | 磐田市民生委員児童委員協議会   | 副会長       | 富 田 倫 代   |     |
| 13  |     | 公共交通事業者   | 遠州鉄道株式会社         | 運輸業務部長    | 諸 井 宏 司   |     |
| 14  |     | 公共交通事業者   | 秋葉バスサービス株式会社     | 代表取締役社長   | 佐 野 弘 幸   |     |
| 15  |     | 公共交通事業者   | 静岡県タクシー協会西部会竜東支部 | 支部長推薦     | 藤 田 守 康   |     |
| 16  |     | 公共交通事業者   | 遠鉄タクシー株式会社       | 運行営業部長    | 榊 原 正 之   |     |
| 17  |     | 公共交通事業者   | 遠州鉄道労働組合         | 副執行委員長    | 田 中 友 親   |     |
| 18  |     | 市の職員      | 磐田市              | 副市長       | 高 田 眞 治   |     |

(任期:平成29年5月31日～令和2年5月30日)